

かまくら 勤労市民ニュース

令和7年(2025年)10月1日 No.128
編集発行 鎌倉市商工課勤労者福祉担当
〒248-8686 鎌倉市御成町18-10
電話 0467-61-3853
eメール rousei@city.kamakura.kanagawa.jp
URL <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>

神奈川県最低賃金の改定のお知らせ

令和7年(2025年)10月4日から

時間額 1,225 円

改定前 1,162 円より
63 円引上げ

神奈川県最低賃金は、県内事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者とその使用者に適用されます。

また、次の賃金は最低賃金の対象となる賃金に含まれません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金
- ③ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ④ 時間外、休日労働に対する賃金、深夜割増賃金

10月・11月は労働相談強化期間です

大手企業を中心に賃金の上昇はみられるものの、それを超える物価高騰が生活を直撃し、中小企業では経営環境の厳しさがより顕著になっています。そこで、県では、過重労働解消・非正規雇用労働者対策をテーマに、10月・11月を「労働相談強化期間」としています。

「労働相談強化期間」では、職場で起きているトラブルの解決促進に向け、弁護士や心理カウンセラーによる特別労働相談会、身近な駅などで街頭労働相談を実施します。また、様々な労働問題に関する課題等を扱ったセミナーを開催します。

街頭労働相談会

労働相談強化期間につ
いてのホームページ



日時 10月3日(金) 11時~19時(予約不要)

会場 JR大船駅 南改札前東西自由通路

解雇・雇止め、賃金不払い等の労働条件に関する問題やパワハラなど、働く方、雇う方の労働問題について、かながわ労働センター職員等がお応えします。また、鎌倉市による就職支援相談も実施いたします。(秘密厳守・無料)

【問い合わせ先】

かながわ労働センター本所 Tel 045-633-6110(代)

心理カウンセラーによる特別労働相談会

日程	相談時間(50分/人)	会場	予約・問合せ 電話
11月5日(水)	13時30分~16時30分	かながわ労働センター本所	本所 045-633-6110(代)

弁護士による特別労働相談会（予約制・相談無料・秘密厳守、夜間、日曜も実施します）			
日程	相談時間(40分/人)	会場	予約・問合せ 電話
10月 7日（火）	16時30分～19時30分	かながわ労働センター本所	本所 045-633-6110（代）
10月 19日（日）	13時30分～16時30分		
11月 11日（火）	16時30分～19時30分		
11月 23日（日）	13時30分～16時30分		
10月 1日（水）	13時30分～16時30分	かながわ労働センター湘南支所	湘南支所 0463-22-2711（代）
10月 9日（木）	13時30分～16時30分	かながわ労働センター川崎支所	川崎支所 044-833-3141
10月 10日（金）	15時00分～18時00分	相模大野駅南北自由通路 （街頭労働相談と併せて開催）	県央支所 046-296-7311

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です
～計画的な取得で、実りある休暇を！～

年次有給休暇を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう。

◆年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

（１）日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

（２）活用方法 企業、事業場に合わせた様々な付与の方法があります。

◆時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲で、時間単位の取得が可能となります。

労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

事業の詳細及び
お申し込みについての
案内リーフレット



育児・介護休業法 改正ポイントのご案内
～令和7年(2025年)10月1日からの施行分～

男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などの改正を行い、令和7(2025)年4月1日より段階的に施行されています。

《令和7年(2025年)10月1日から施行》

1. 柔軟な働き方を実現するための措置等

（１）育児期の柔軟な働き方を実現するための措置

（２）柔軟な働き方を実現するための措置の個別の周知・意向確認

2. 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

（１）妊娠・出産等の申出時と子が3歳になる前の個別の意向聴取

（２）聴取した労働者の意向についての配慮

厚生労働省 育児・介護休業法の改正リーフレット



かながわサポートケア企業を募集しています!

県では、県内企業等における仕事と介護の両立に関する取組を後押しするため、従業員の仕事と介護の両立支援を積極的に行っている優良企業等を「かながわサポートケア企業」として認証する取組を行っています。

＜認証を受けるメリット＞

- ・県が認証企業をPR
- ・自社の広報などに認証マークを利用可能
- ・入札参加資格における優遇措置

詳細及びお申し込みについてのホームページ



仕事と介護の両立に取り組んでいる企業等を随時募集しております。
また、応募書類等はホームページからダウンロードできますので、ぜひご覧ください。

スキルアップセミナー(在職者訓練)のご案内

技術を身につけ、業務の充実・向上にお役立てください!

県立産業技術短期大学校や総合職業技術校等では、主に中小企業等に在職中の方を対象に、様々な専門分野の講座を開催しています。仕事に必要な技術を身につけるために、ぜひご活用ください。

あらかじめ設定された講座から選択できる「メニュー型」と、企業や団体の方々のご要望に応じた内容で受講できる「オーダー型」の2種類のスキルアップセミナーを実施しています。

各講座の申込み先や、内容に関するお問い合わせは、各実施校へ。

産業技術短期大学校 Tel 045-363-1233
東部総合職業技術校 Tel 045-504-3101
西部総合職業技術校 Tel 0463-80-3004

スキルアップセミナーのホームページ



【問い合わせ先】

神奈川県産業労働局労働部産業人材課 職業能力開発グループ
Tel 045-210-5715

教育訓練休暇給付金について（令和7年(2025年)10月より創設）

労働者が離職することなく教育訓練に専念するため、自発的に休暇を取得して仕事から離れる場合、失業給付（基本手当）に相当する給付として賃金の一定割合を支給することで、訓練・休暇期間中の生活費を保障する制度です。

- 【制度概要】
- ・一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者が、就業規則等に基づき連続した30日以上
の無給の教育訓練休暇を取得する場合、教育訓練休暇給付金の
支給が受けられます。
 - ・支給要件や手続の流れ等の詳細は教育訓練休暇給付金のホームページを
ご確認ください。

教育訓練休暇給付金の
ホームページ



◆いざ鎌倉 鎌倉市合同就職面接会を開催します◆

鎌倉市内に事業所を置く様々な業界の企業が一堂に会し、鎌倉で働く魅力に溢れた求人を各社からご紹介します！

当日は、ハローワーク藤沢の協力により求職者登録が可能であるため、企業との面接が出来ます。概ね 59 歳までの方で、お仕事をお探しの方は、この機会をお見逃しなく！

日時 : 11 月 4 日 (火) 13 時 30 分～16 時
場所 : KOTOWA 鎌倉 鶴ヶ岡会館「彩美」 (小町 2-12-27)
参加企業 : 10 社程度
対象 : 鎌倉で働きたい方 (概ね 59 歳までの方)

お問い合わせは商工課勤労者福祉担当 Tel 0467-61-3853

こちらの二次元コードから
もお申込みできます



各種相談

予約制・相談無料・秘密厳守！

鎌倉市では、専門家による労働問題に関する個別相談を無料で行っています。詳しい日時等は、広報かまくらに掲載しています。電話予約のうえお気軽にご利用ください。

※対面での相談となります。体調不良の際は相談をご遠慮ください。(メール労働相談を除く)

予約・申込：鎌倉市 商工課 勤労者福祉担当
Tel 0467-61-3853 (直通) (予約受付は原則前月 20 日から)

各種相談詳細は鎌倉市
HP をご確認ください



メールによる労働相談

回答まで一週間程度のお時間をいただく場合があります。メールによるご相談は、原則として一回の往復に限ります。労働問題全般にわたり相談に応じます。(社会保険労務士)

労働相談

職場での様々な労働問題や年金問題等について相談に応じます。勤労者、雇主どちらでも相談可能です。(社会保険労務士)

メンタルヘルス相談

職場や労働環境のストレスで悩んでいるご本人や家族、その同僚や雇主の相談に応じます。(シニア産業カウンセラー・精神保健福祉士)

就職支援相談

- ・一般
- ・就職氷河期世代優先
- ・女性優先

就職活動の進め方、履歴書・職務経歴書の書き方、面接対策等就職活動に関する事なら何でも相談に応じます。(キャリアコンサルタント)

※就職氷河期世代優先と女性優先につきましては、実施日の1週間前までの予約は優先とさせていただきますが、それ以降に予約に空きがある場合はどなたでも予約可能です。

※【出張相談会】

- ・日 時 令和7年(2025年)10月20日(月) 13時30分～16時
- ・場 所 玉縄支所
- ・予 約 10月17日(金)まで

就職支援相談の
ホームページ

